

# 群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会

発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫

2012年5月10日発行・No.14

## 震災対策特別号

原発損害賠償請求  
(ADRの利用)

いわき市仮設巡回(1)

## 特集

# 東電への損害賠償請求について

## —「ADR」の特徴とその利用方法を中心に—

加害者が一方的に被害者の損害額を決めるような東電の「補償金請求書」。その理不尽さや補償金額の少なさに納得できず、多くの被害者が請求書の提出を見合わせているという現実がある。補償金請求書の提出を納得できない被害者のとるべき道は、あとは原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介の申し立て(=ADRの利用)、または訴訟しかない。最終的な手段である訴訟をすぐに利用するのもひとつの方法ではあるが、多少敷居が高い手続きであることは事実である。今回は訴訟一步手前のADRという手続きに焦点をあて、その意味、特徴から具体的な書類の書き方、手続きの進め方まで徹底的に特集する。

なお、事例及び手紙は申立書の作成を解りやすく説明するために、類似のケースに基づき本紙用に創作されたものです。

### 事例 「老人には酷すぎた避難所の環境」(災害関連死)

仮設住宅に入居しているAさんから手紙が届きました。文面は以下のようなものです。  
「前略 私は〇〇市内の仮設住宅に入居しているAといます。昨年4月6日、原発事故で避難していた父が亡くなりました。私や家族からすると、原発事故さえ無ければこんなに早く父が亡くなることはなかったと思えます。亡くなった父は80歳で高齢でしたが、3月11日の震災までは、農作業などでいつも体を動かしており、なんでも一人でできる元気な人だったからです。そんな父も、原発事故に伴う避難生活をするうちに急激に体力が衰えてしまい、きちんとした医療も受けることができずに亡くなってしまいました。そして、避難している私たちは、父の葬式をちゃんと出すことも出来ず、先祖代々のお墓に納骨することもできませんでした。父が亡くなったこと、そして、葬儀や納骨もできずにいることは、東電が起こした原発事故のせいだと思っています。東電から送られてきた補償金請求書には、『生命・身体的損害』の項目があります。対象者は、『避難等』を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡された『避難対象者』とされておりますが、対象となる損害は『医療費』、『就労不能損害』、『入通院慰謝料』、『後遺障害等

重篤な疾病等』と書かれているだけで、『死亡による慰謝料』の項目はありません。父が死亡したことについて、東電に対して損害賠償請求をしたいと思いますが、出来るでしょうか？」

### ・・・ 相談員からのアドバイス ・・・

#### 1, 東電に対して損害賠償請求できる根拠

原子力による損害を賠償する法律第3条は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えた時は、当該原子炉の運転等にかかる原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。・・・」と定めています。これが、東京電力へ損害賠償をする根拠になります。

#### 2, 賠償請求の際に証明すべきこと

そして、被害者の方が、この法律を根拠にして東京電力に損害賠償請求をする際に明らかにしなければならない点は、3つあります。まず、①不法行為があったこと。そして、②損害を被ったこと、その損害額、それから、③①の不法行為の結果として②の損害が発生したという「因果関係」があったこと、です。

①の不法行為というのは、福島第一原発の事故がこれに当たります。これについては誰しもが知っていることで、明らかです。しかし、②の損害を被ったこととその損害額、③の原発事故と損害の間に因果関係があることは、被害者ご自身で、証拠を提出したりして、明らかにしなければなりません。

#### 3, 東電への請求方法の種類と特徴

東電への損害賠償の請求方法として主なものとして

- ① 東電への「補償請求」
- ② 原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介の申立 (=ADRの利用)
- ③ 訴訟提起

の3つの方法があります。

①の東電への「補償請求」は、原子力損害賠償紛争審査会の定めた中間指針に基づいて、代表的なものについては、損害賠償の範囲が類型化されています。この範囲内であれば、特に証拠は出さなくても請求書を出しさえすれば、補償金が支払われるのはご承知のとおりです。しかし、この「補償請求」は、被害者からの積極的な損害の立証、因果関係の立証が緩和されている反面、それぞれの個別の事情が捨象されています。この点、多くの方から不満の声が寄せられています。

そのため、被害者の個別の事情に即した納得のいく解決を求めるには、最終的には②または③の手続きによって請求を行うことが必要だと考えます。②の原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介の申し立ては、基本的には訴訟提起の前の調停のような手続きです。話し合いで解決するという建前の手続きではありますが、請求内容は①の手続きには収まらない内容の請求になりますので、それほど簡単に東電が請求を認めるとは考えにくいところです。なお、損害賠償請求権は民法の規定により「損害及び加害者を知った日から3年間」で時効消滅してしまいます。③の訴訟提起には時効を中断する効果がありますが、②の手続き

にはそういう効果はありませんので注意する必要があります。

#### 4. 状況の確認

私たちはAさんの損害賠償請求をどのような方法で行うべきか考えるため、Aさんと連絡を取り、より詳しく具体的な状況についてお話を伺いました。Aさんからお聞きした内容は次のようなものです。

##### 確認した事項

##### ①お父さんの生前の生活状況や健康状態。

父は、昭和6年生まれですから震災当時80歳でした。原発から半径20キロ圏内にある自宅で私たち夫婦と3人暮らしでした。特に体に悪いところはなく健康で、震災直前まで自宅の庭で野菜を作っていました。普段の生活でもほとんどの事は自分で出来ました。

##### ②事故後の避難経路

《一次避難》3月12日、福島第一原発の1号機が爆発し、夕方、原発から半径20キロ圏内の住民に避難指示が出されました。私たちの自宅もこの地域に含まれていました。ほんの2、3日のつもりで避難所である公民館に向かいました。避難所に着いたのは夜中近くでした。父はとても疲れた様子でしたが、不安と緊張で眠れないようでした。翌日、塩を振っただけのおにぎりが配られましたが、いくら勧めても口にしませんでした。

《二次避難》3月14日夜、住んでいる地域全体に避難指示が出されました。翌朝早く、家族三人、自家用車で福島市の避難所に向かいました。道路は渋滞しており、途中で休憩を取ることすら出来ませんでした。ガス欠を心配しながら、約6時間かかって避難所に着きました。すでに大勢の人が押し寄せており、体育館の中は段ボールで細かく区切られていました。やっと確保できたスペースは体育館入り口付近で、人の出入りが多く、始終ざわざわしており、とても落ち着いて休める状態ではありませんでした。それまで、広い庭をもつ家でのびのびと暮らしてきた父にとっては、地獄のように感じられたことでしょう。もちろん、それは私たちにとっても同じです。混み合った体育館では、トイレに行くのも一苦労でした。父がトイレに行くときは私が手を貸す必要がありました。体育館に移動してからは、父は食べ物も飲み物もあまり口にしませんでした。疲れや緊張もあったと思いますが、私の手を煩わす事に気がねして、トイレに行く回数を減らそうと、飲食を控えていたのかもしれませんが。そう思うと居たたまれない気持ちになります。

##### ③亡くなるまでの経過

二次避難所に移動してから3日目の朝、寝ている父を起こそうと話しかけると、意識を失っていました。父はすぐに〇〇市内の総合病院に搬送されました。その際の血圧測定では最高200以上もあったそうです。まもなく意識は戻ったものの、これ以上の避難所生活は高齢の父には耐えられないと思い、このまま父を入院させてほしいと病院に頼みました。しかし、当時の病院は、ヘリコプターや救急車で次から次へと患者が搬送されてくる状態で、病院自体が機能不全に陥っていました。結局、入院はさせてもらえず、血圧の薬が処方されただけでした。そこで、やむを得ず、介護老人保健施設に父を入所させることになりました。その施設も入所定員をオーバーしている状態で、父の面倒をちゃんと見てくれるかどうか心配でしたが、避難所に比べれば雲泥の差です。父は私たちと離れ離れになることが不安そうでした。車がガス欠になっていた私たちは、父の様子を見に介護老人保健施設に頻繁に出かける

ことが出来なかったからです。私たちの代わりに、〇〇市内に住んでいる妹が、毎日のように父のもとに通ってくれました。4月6日、父が再び意識不明となったとの連絡がありました。父が搬送された総合病院に向かいましたが、父はそのまま意識がもどる事なく、翌々日死亡しました。

震災前の父は、常々「絶対に100まで生きるんだ」と周囲の者に話しており、健康に気をつけて体を動かすようにしていました。周りの人も、Aさんのお父さんは長寿日本一になれるよとみな言っておりました。東電の事故さえなければ、今も毎日畑仕事をしたり、山で山菜を採ったりしながら楽しく生活していたと思います。こんなことになって、東電に対する憤りと、父に対して申し訳ない気持ちで胸がいっぱいです。

## 5, 書類の準備

Aさんから以上の話を聞いた私たちは、Aさんと相談し、原子力損害賠償紛争解決センターへ和解仲介手続の申立をすることとしました。(以下「ADRの利用」といいます。)

そして、Aさんに次の書類を用意してもらいました。

揃えてもらった書類

### ①除籍謄本

お父さんの死亡の事実を証明するため及びAさんがお父さんの相続人であることを証明するために必要です。

### ②死体検案書

お父さんの死亡原因を確認するため

### ③かかりつけ医のカルテ

生前のお父さんの健康状態を確認するため

### ④災害弔慰金支給決定書

災害弔慰金は、本来自然災害による死亡者の遺族に支給されるものですが、昨年5月、原発事故で避難中に亡くなった人も支給対象とされました。福島原発事故は自然災害とは言えませんが、そのような手当がなされたのは、それだけ多くの人が甚大な被害を受け、行政において救済措置を取らざるを得なかったということでしょう。

市町村から災害弔慰金が支給されたということは、お父さんの死亡と今回の災害に因果関係があることを証明するための有力な証拠となります。

## 6, 弁護士に依頼せずに手続きはできるのか?

さて、ADRを利用することにしましたが、ADRや訴訟の手続きは、弁護士をつけないとできないものなのでしょうか? 費用的な面からも気になる点です。

日本においては本人訴訟が原則です。従って必ずしも弁護士に依頼する必要はありませんが、本人のみで手続きを行うのは、人によっては精神的にも肉体的にも大きな負担になることが考えられます。そんな場合には、弁護士に委任することも検討すべきでしょう。

しかし、その場合にも、気を付けなければいけないのは、弁護士に委任したからといって、すべて任せて自分はなにもしなくていいと誤解しないことです。弁護士は本人の代理人として訴訟等をすすめていきます。あくまで主役は本人です。弁護士に委任した場合でも、自分が行おうとしている請求の内容や性質について、本人が明確に理解しておく必要があります。

## 7. 和解仲介申立書の作成

Aさんに確認した事項及びそろえて頂いた書類をもとに、次の「和解仲介申立書」を作成しました。

### 和解仲介申立書

平成24年5月1日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

住所(現在) 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地1

申立人代表者 A

申立人氏名 B

申立人氏名 C

計3名

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX

住所(所在地) 〒100-8560  
東京都千代田区内幸町一丁目1-3

相手方氏名 東京電力株式会社  
代表取締役 西澤俊夫

TEL 03-6373-1111

#### 申立の趣旨

別紙のとおり、申立人らの被害の実情をふまえ、金20,000,000円の賠償金、及び上記賠償金の平成23年4月9日から支払済みまで、年5パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

#### 申立の理由

##### 1. 申立人と亡父、相手方との関係

申立人らは、亡父（平成23年4月8日死亡）の相続人であり、相手方は東京電力福島第1原子力発電所を運営する電力事業者である。

## 2、原発事故前の亡父

亡父は、昭和6年〇月〇日〇〇〇で生まれ、昭和〇〇年〇月〇日亡母と結婚、同人との間に3人の子をもうけた（この3名が申立人である）。亡父は、妻母が平成〇〇年〇月〇〇日死亡した後、長男であるA（申立代表者）の家族と〇〇村大字〇〇の自宅で同居し、好きな畑仕事などをしながら日々を送っていた。

亡父は、平成23年3月11日の原発事故発生まで、自分のことは自分でできる状態にあり、介護保険の認定も受けていなかった。亡父は、高齢ではあるが特に健康上の問題はなく、自立した生活が可能な状態だったのである。

## 3、原発事故の発生と亡父の死亡

3月11日、福島第1発電所で事故（以下「本件事故」という）が発生し、亡父及びAの一家は直ちに避難することを余儀なくされた。亡父は、過酷な避難生活の中で、必要最低限の食事をすることも、水分をとることもできなくなった。

そして避難生活5日目の3月16日朝、意識不明となって〇〇病院に救急搬送された。その際に行われた血圧測定では、最高200以上もあったとのことである。

申立代表者としては、亡父の容態が安定するまで入院させたいと考えたが、病院自体が機能不全に陥っているとの理由で入院ができなかった。そこでやむを得ず、介護老人保健施設（ケアハウス〇〇〇〇）に入所させたが、4月6日には再び意識不明となって〇〇病院に搬送され、そのまま意識がもどることなく、平成23年4月8日死亡した。

## 4、因果関係

本件事故と亡父の死亡との間には明白な相当因果関係がある。すなわち、

- 1) 亡父は本件事故の発生前には特に健康に問題がなく、
- 2) 本件事故の発生に伴う避難及び避難生活によって健康を損ない、
- 3) その結果、脱水症状、栄養不良、高血圧などの状態に陥り、
- 4) 死亡に至ったからである。

亡父が死亡に至ったのは、相手方が経営する原発の事故によるものであり、相手方は亡父が受けた損害及び亡父の相続人である申立人らがうけた損害を賠償する義務を負う。

## 5、損害

亡父が受けた損害は、

- 1) 医療費 金 25,000円
- 2) 死亡慰謝料 金20,000,000円

の合計金20,025,000円である。

## 6、請求

以上の通りの理由で、申立人らは、相手方に対し、申し立ての趣旨記載の金銭の支払いを求めて、和解の仲介を申し立てる。

以 上

注 書類作成上の注意点

- \* 申立人 お父さんの相続人が申立人になります。Aさんを含めたお子さん3人ですので、3名連名で申し立てた。
- \* 相手方 東京電力
- \* 申し立ての趣旨 東電に支払いを請求する金額を端的に記載。
- \* 申し立ての理由 1. 申立人が相続人である事、相手が東京電力福島第1原子力発電所を経営する電力事業者である事を記載。申立権の存在、原賠法の適用があること。  
2. から4. 損害賠償請求の要件である「不法行為＝事故の発生」「損害＝お父さんの死亡」「因果関係＝事故があったからお父さんが死亡した（事故がなければお父さんは死亡しなかった）」ことを明らかにするために、Aさんから聞き取った事故前のお父さんの健康状態、避難を余儀なくされたために健康状態が悪化、死亡に至った、ということに記載。  
5. 具体的な損害額等を記載。今回はAさんと相談のうえ、交通事故で80歳の男性が死亡した場合の死亡慰謝料相当額を請求。

## 8, ADRの進め方、特徴

最後に、ADRの手続の特徴や具体的な申し立て方法、手続の実際などについてまとめて解説します。

### ①申立

申立書の書式について決まりはありません。大事なのは、訴訟をする場合と同じように、「東電の事故」により、「損害を被ったこと」、「損害額の根拠」、「事故と損害の因果関係」を詳細に記載する必要があるということです。以上のように考えると、原子力損害賠償紛争解決センターのホームページに載っている参考書式だけでは不十分だと言わざるを得ません。この「個人用簡易版」は、申立人の住所氏名等を記載し、請求する項目にチェックをつけて、請求額等を記載すれば完成させることが出来るようになっており、簡単なように思えますが、後日、追加資料の提出や電話や面談などで、詳しい説明等が要求されるかもしれません。これでは、かえって時間と労力の無駄になってしまいかねません。

そして、この「個人用簡易版申立書」に印刷された1から8までの損害項目は、東電への「補償金請求書」において類型化された損害賠償の範囲と大差ありません。これでは、Aさんからの請求の場合にはこの書式を利用する意味はありません。したがって、私たちは、通常の裁判所に提出する調停の申立書の形式で申立書を作成しました。

②原子力損害賠償紛争解決センターに申立書と証拠書類各3部を郵送します。提出した証拠書類は返却されないので注意が必要です。忘れずに控えを取っておいてください。

③センターで申立書に形式的な不備がないか検討をし、不備がなければ受理されます。不備があった場合には補正を求められます。受理された場合、事件番号が付され仲介委員が指名されます。仲介委員とはAさん側、東電側の双方の事情や意見を聞きながら和解の仲介をする役割を担っています。また、仲介委員とは別に担当調査官も指定されます。口頭審理期日（Aさんから話を直接伺う期日）の連絡や、そのほかの連絡事項はこの担当調査官からなされます。

### ④和解の仲介

申立をすると東電からは「答弁書」が出されます。東電は、裁判になった場合と同様の姿

勢で臨んでいきます。それほど簡単にこちらの請求に応じてくれないと考えられ、Aさん側も言い分を裏付けるしっかりした証拠を用意する必要があります。

場合によっては、当事者から直接、仲介委員が話を聞く口頭審理期日が開かれます。ケースバイケースですが、書類と証拠がしっかりしていれば、口頭審理期日は開催されず、書面のやりとりだけで和解案の提示まで進む場合もあります。

当事者からの事情聴取も必ずしも面談によるものではなく、電話、書面等で可能です。

しかし、面談や電話で被災者自身が事情を説明するのは大変です。その意味でも、しっかりした書面を作ることが大事になると思われます。本人で請求するときは、書類作成の専門家に相談することも考えて良いのではないのでしょうか。

⑤和解案の提示

⑥和解の成立、不成立（民事訴訟へ）

和解案の提示を受け、合意できれば成立します。請求のうち的一部分だけ和解する場合があります。合意できない部分については民事訴訟で争う以外にありません。

### ・・・ 相談員のひとこと ・・・

原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立ては訴訟提起にくらべて、申し立て費用が無料、多数の請求に対応出来、公正で円滑な解決が図られることが期待されています。原子力損害賠償紛争解決センターのホームページをみると和解仲裁手続きの実施状況として、平成24年6月1日現在で、申立件数：2,562件、和解成立数：174件（うち全部和解：145件、一部和解：21件、仮払和解：8件）と公表されています。これから、どのくらい迅速に処理されるか不明ですが、成立状況は現在のところあまりかんばしくないようです。また、中間指針、総括基準に無い請求には時間がかかることが予想されますが、逆に中間指針、総括基準にそった請求には迅速に和解案の提示がされることが考えられます。訴訟より形式張らずに出来、申し立て費用がかからない点では紛争解決センターを利用するメリットはあると思われます。

ただし、本文中でも触れましたが、紛争解決センターに対する申し立てについては、制度上時効中断の効力が補償されていないことに注意する必要があります。

（こぐれみのる・ふるさわようこ・よしだゆきお・さいとうゆきみつ）

#### ＊ 次号の特集予告 ＊

去る、5月19日(土)郡山市安積町で「原発避難者の集いin郡山」を開催しました。当日は五月晴れの爽やかな天気にも恵まれました。はたして、避難者の方々は集まってくれたのか、我々司法書士が考えていた集いになったのか、初めての試みに期待と不安の一日でした。当日の内容を写真を含めてお伝えしたいと思います。

次号では『**原発避難者の集いin郡山**』

を特集いたします。

## カメラが見た「仮設住宅巡回訪問」いわき編(1)

2012(平成24)年3月17日(土)・18日(日)の2日間にわたり、群馬司法書士会会員13名、兵庫県司法書士会会員8名で「いわき市」の仮設住宅を巡回訪問してきました。いわき市に建設されている仮設住宅は2700戸程だ。戸数が多いので、この2日間で訪問する住宅は全体のおよそ半分の1400戸に限った。あとは、日を改めて訪問することにした。会津や中通りなど現在の避難先から温暖な「いわき市」に転居を希望する避難者の方々が相次いでいるという。実際、訪問した住民に新聞を手渡そうとしたとき、「この新聞読んでいるよ」と言われた。お聞きしたところ、郡山市の仮設住宅から、こちらに転居してきたという。「住み慣れた浜通りに早く移り住みたい」という声を1月に訪問した会津で聞いた。しかし、いわき市内での用地の確保が難しく、要望に十分応えられないのが現状だという。



最初の訪問地、いわき市作町1丁目仮設住宅団地に午前11時半に着く。冷たい雨が降っていた。



それぞれの訪問先に向かう。建物は木造のしっかりした造りだ。



いつものように住民の方にお話を伺う。



寒い中、玄関先まで出てきてくれる。震災新聞を手渡すことで話のきっかけができる。



いわき市高久第十仮設住宅団地。地盤の整備はできていなかったが、建物はしっかりした造りだった。



いわき市の仮設住宅は若い家族の姿が目立った。



いわき市泉仮設住宅団地。近くに常磐線泉駅がある。造りは今までと違う。



いわき市好間工業団地第一仮設住宅団地。この方は資材を自費で購入し、雨よけを希望する方の住居に無料で庇を作っていた。



雨上がりの日曜日。住民の方々が外に出ていた。



団地内に大熊町の連絡事務所が設置されていた。

(しまださだお)

群馬司法書士会震災対策活動記録（平成24年4月）		
日付	種別	時間
2012/4/02（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/03（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策本部会議	18：00～
2012/4/04（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/05（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/06（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	相馬市役所無料法律相談会 於：相馬市役所	13：00～
2012/4/07（土）	福島県安達郡大玉村取材訪問	終日
2012/4/09（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/10（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策本部定例会議	18：00～
2012/4/11（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/12（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/13（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/16（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/17（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/18（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/19（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/20（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/23（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/24（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策本部定例会議	18：00～
2012/4/25（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/26（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/4/27（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00

## 群馬県内に避難されている皆様へ

### 「こまりごと相談会」開催について

群馬司法書士会では「こまりごと相談会」を開いています。原発賠償問題を始め、様々な「困りごと・心配ごと・悩みごと」の相談に応じております。

相談は個別面談で行います。避難者の方々の希望があれば当会から相談員を無料で派遣いたします。相談場所は避難されている方々の希望で場所は問いません。

例えば、避難されている住居に当方から訪問して相談に応じます。費用は一切かかりませんので、是非ご連絡を下さい。お待ちしております。

詳細は下記にお電話ください。

**連絡先 前橋市本町一丁目5-4**

**群馬司法書士会**

**TEL 027-224-7763**

# 司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル

**0120-313-633****(通話料無料)****月～金曜日（祝日を除く）午前10時～午後4時**

## ご相談内容

- 原発補償請求手続のご相談
- 「二重ローン」問題のご相談
- 震災関連の各種法律相談・手続相談
- 「心の問題」についてのご相談
- 生活上の困りごと全般についてのご相談

全国からのご相談をお受けしています。

どうぞお気軽にご利用ください。

## 群馬司法書士会

群馬県前橋市本町一丁目5番4号

電話 027-224-7763